平成２２年（フ）第６６４５号
埼玉県草加市氷川町503―３
債務者　小図子　洋
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６４６号
東京都練馬区大泉学園町５丁目29―６―202
債務者　村井　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５６号
東京都豊島区池袋２丁目59―６
債務者　岡　　真広
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５８号
東京都板橋区成増４丁目８―23―203
債務者　池田　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５９号
東京都板橋区成増４丁目８―23―203
債務者　池田　二美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６６０号
東京都品川区小山台２丁目２―５
債務者　原　真理子（旧姓見上）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６６５号
東京都国立市谷保5046―11
債務者　阿部ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６６９号
東京都渋谷区東３丁目16―５―601
債務者　吉田絵美子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６７４号
千葉県我孫子市台田４丁目２―５―205
債務者　山本　結花
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６７６号
神奈川県川崎市中原区木月住吉町７―41―305
債務者　保利　育子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６７９号
東京都杉並区上井草１丁目23―15―701
債務者　徳留　恵理
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３４号
岡山市北区大井1820番地
債務者　市原　美香
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９号
東京都町田市小山町3519番地２エクセル豊堀105
債務者　加藤　広幸
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２３号
東京都杉並区高円寺南２丁目19番37号浅賀マンション
債務者　上原　和男
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６６号
東京都八王子市松が谷５番地１―302
債務者　國兼　範幸
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１号
静岡県富士市天間573番地の１、前住所神奈川県川崎市高津区久地１丁目２番15号
債務者　岡下美穂子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部